

◎労働保険・社会保険 手続き顧問に含まれていない手続き

料 金
(消費税別)

20,000円 【案件ごとに初回のみ】

◇育児休業等給付

- ・出生時育児休業給付金
- ・育児休業給付金(出生後休業支援給付金)
- ・育児時短就業給付金

◇労災保険給付

- ・休業補償給付・複数事業労働者休業給付支給請求書(様式第8号)
- ・休業給付支給請求書(様式第16号の6)
- ・療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(様式第7号)
- ・療養給付たる療養の費用請求書(様式第16号の5)
- ・第三者行為災害届

◇その他

- ・健康保険療養費支給申請
- ・各種手続きの遡及、訂正、取消

※令和7年9月から変更

- ・労使協定
- ・求人票作成
- ・社会保険算定基礎届
- ・労働保険年度更新
- ・代表者変更、社名変更、所在地変更などの事業所情報の変更
- ・労働保険 保険関係成立届
- ・労働保険 継続事業一括認可、追加、取消申請書 など